

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 夜間対応型訪問介護費
- 2 認知症対応型通所介護費
- 3 小規模多機能型居宅介護費
- 4 認知症対応型共同生活介護費
- 5 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 6 地域密着型介護老人福祉施設サービス

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 夜間対応型訪問介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてIP6、7を参照。)

基本部分		注 3級訪問介護員により行われる場合
イ 夜間対応型訪問介護費(I)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,000単位)	×70/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 347単位)	
	随時訪問サービス費(I) (1回につき 580単位)	
	随時訪問サービス費(II) (1回につき 780単位)	
ロ 夜間対応型訪問介護費(II)	(1月につき 2,760単位)	

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 認知症対応型通所介護費

…平成18年4月改正箇

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P7を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	栄養マネジメント加算	口腔機能向上加算	
イ 認知症対応型通所介護費 (I)	(1) 認知症対応型通所介護費 (i)	(一) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (493 単位)	×70/100	×70/100	×70/100				
			要介護1 (526 単位)							
			要介護2 (578 単位)							
			要介護3 (630 単位)							
			要介護4 (682 単位)							
		要介護5 (735 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (668 単位)							
			要介護1 (715 単位)							
			要介護2 (789 単位)							
			要介護3 (864 単位)							
			要介護4 (938 単位)							
		(三) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (901 単位)							
			要介護1 (967 単位)							
			要介護2 (1,071 単位)							
			要介護3 (1,175 単位)							
	要介護4 (1,280 単位)									
	(2) 認知症対応型通所介護費 (ii)	(一) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (448 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	1日につき+27単位	1回につき+100単位(月2回限度)	1回につき+100単位(月2回限度)
			要介護1 (477 単位)							
			要介護2 (523 単位)							
			要介護3 (570 単位)							
			要介護4 (617 単位)							
		要介護5 (663 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (603 単位)							
			要介護1 (645 単位)							
要介護2 (711 単位)										
要介護3 (778 単位)										
(三) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (810 単位)									
	要介護1 (869 単位)									
	要介護2 (962 単位)									
	要介護3 (1,055 単位)									
ロ 認知症対応型通所介護費 (II)	(1) 3時間以上4時間未満	経過的要介護 (226 単位)	×70/100	×70/100	×70/100					
		要介護1 (235 単位)								
		要介護2 (243 単位)								
		要介護3 (252 単位)								
		要介護4 (260 単位)								
	要介護5 (269 単位)									
	(2) 4時間以上6時間未満	経過的要介護 (323 単位)								
		要介護1 (335 単位)								
		要介護2 (348 単位)								
		要介護3 (360 単位)								
		要介護4 (372 単位)								
	(3) 6時間以上8時間未満	経過的要介護 (452 単位)								
		要介護1 (469 単位)								
		要介護2 (486 単位)								
		要介護3 (503 単位)								
要介護4 (520 単位)										
					8時間以上9時間未満の場合+50単位					
					9時間以上10時間未満の場合+100単位					
					8時間以上9時間未満の場合+50単位					
					9時間以上10時間未満の場合+100単位					

3 小規模多機能型居宅介護費

…平成18年4月
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P5、6を参照。)

基本部分		注		
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	経過的要介護	(4,469 単位)	×70/100	×70/100
	要介護1	(11,430 単位)		
	要介護2	(16,325 単位)		
	要介護3	(23,286 単位)		
	要介護4	(25,597 単位)		
要介護5	(28,120 単位)			
ロ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)		

4 認知症対応型共同生活介護費

…平成18年4月
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P7、8を参照。)

基本部分		注		注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合		利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100
	要介護2	(848 単位)			
	要介護3	(865 単位)			
	要介護4	(882 単位)			
	要介護5	(900 単位)			
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)	要介護1	(861 単位)	×97/100	×70/100	×70/100
	要介護2	(878 単位)			
	要介護3	(895 単位)			
	要介護4	(912 単位)			
	要介護5	(930 単位)			
ハ 初期加算		(1日につき 30単位を加算)			
ニ 医療連携体制加算		(1日につき 39単位を加算)			

5 地域密着型特定施設入居者生活介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定についてIP8、9を参照。)

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満 たない場合	注 個別機能訓練加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につ き)	要介護1 (549 単位)	×70/100	1日につき +12単位
	要介護2 (616 単位)		
	要介護3 (683 単位)		
	要介護4 (750 単位)		
	要介護5 (818 単位)		
□ 夜間看護体制加算 (1日につき 10単位を加算)			

3 地域密着型介護福祉施設サービス

平成18年4月改正箇所(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P9を参照。)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	介護・看護職員又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	重度化対応加算	準ユニットケア加算	個別機能訓練加算	専従の常勤医師を配置している場合	精神科医師による療養指導が行われている場合	障害者生活支援体制加算
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) ＜従来型個室＞	要介護1 (577 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
		要介護2 (648 単位)									
		要介護3 (718 単位)									
		要介護4 (789 単位)									
		要介護5 (859 単位)									
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) ＜多床室＞	要介護1 (639 単位)									
		要介護2 (710 単位)									
		要介護3 (780 単位)									
		要介護4 (851 単位)									
		要介護5 (921 単位)									
ロ ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)(1日につき) ＜ユニット個室＞	要介護1 (657 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
		要介護2 (728 単位)									
		要介護3 (798 単位)									
		要介護4 (869 単位)									
		要介護5 (929 単位)									
	(2) ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)(1日につき) ＜ユニット準個室＞	要介護1 (657 単位)									
		要介護2 (728 単位)									
		要介護3 (798 単位)									
		要介護4 (869 単位)									
		要介護5 (929 単位)									
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (741 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
		要介護2 (808 単位)									
		要介護3 (876 単位)									
		要介護4 (943 単位)									
		要介護5 (1,010 単位)									
	(2) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (803 単位)									
		要介護2 (870 単位)									
		要介護3 (938 単位)									
		要介護4 (1,005 単位)									
		要介護5 (1,072 単位)									
ニ ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット個室＞	要介護1 (808 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
		要介護2 (875 単位)									
		要介護3 (943 単位)									
		要介護4 (1,010 単位)									
		要介護5 (1,077 単位)									
	(2) ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット準個室＞	要介護1 (808 単位)									
		要介護2 (875 単位)									
		要介護3 (943 単位)									
		要介護4 (1,010 単位)									
		要介護5 (1,077 単位)									
ホ 介護職員等特別非常勤職員加算	(1) 介護職員等特別非常勤職員加算(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (808 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+10単位	+5単位	+12単位	+20単位	+5単位	+26単位
		要介護2・3 (912 単位)									
		要介護4・5 (1,043 単位)									
		要介護1 (808 単位)									
		要介護2・3 (912 単位)									
	(2) ユニット型介護職員等特別非常勤職員加算(Ⅱ) ＜ユニット準個室＞	要介護1 (808 単位)									
		要介護2・3 (912 単位)									
		要介護4・5 (1,043 単位)									
		要介護1 (808 単位)									
		要介護2・3 (912 単位)									
注 身体拘束防止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)											
注 外泊時費用											入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき320単位を算定
ホ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)											
ヘ 退所時等相談援助加算	(1) 退所前後訪問相談援助加算 〔入所中1回(又は2回)、退所後1回を限度に460単位を算定)〕										
	(2) 退所時相談援助加算 (400単位)										
	(3) 退所前連携加算 (500単位)										
ト 栄養管理体制加算	(1) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)										
	(2) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)										
チ 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)											
リ 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)											
ヌ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)										
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)										
ル 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)											
ラ 看取り介護加算(1日につき)	(1) 看取り介護加算(Ⅰ) (160単位)										
	(2) 看取り介護加算(Ⅱ) (80単位)										
ワ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)											
カ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき 30単位を加算)											
コ 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき 50単位を加算)											

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

…平成18年4月改正箇所

(詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P7を参照。)

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	6時間以上8時間未満の介護予防認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅰ) (旧単独型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (460 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	+27単位	1月につき+100単位	1月につき+100単位	
			要支援2 (509 単位)								×70/100
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (621 単位)								
			要支援2 (691 単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (835 単位)								8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位
			要支援2 (934 単位)								
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(ⅱ) (旧併設型)	(一) 3時間以上4時間未満	要支援1 (419 単位)								×70/100
			要支援2 (462 単位)								
		(二) 4時間以上6時間未満	要支援1 (561 単位)								
			要支援2 (624 単位)								8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位
		(三) 6時間以上8時間未満	要支援1 (751 単位)								
			要支援2 (839 単位)								
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要支援1 (218 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	1日につき+50単位	+27単位	1月につき+100単位	1月につき+100単位		
		要支援2 (230 単位)									
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 (311 単位)									
		要支援2 (329 単位)									
	(3) 6時間以上8時間未満	要支援1 (435 単位)								8時間以上9時間未満の場合+50単位 9時間以上10時間未満の場合+100単位	
		要支援2 (460 単位)									

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

…平成18年4月改正箇所
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P5、6を参照。)

基本部分		注	
		登録者数が登録定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	要支援1 (4,469 単位)	×70/100	×70/100
	要支援2 (7,995 単位)		
ロ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)			

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

…平成18年4月改正箇所
 (詳細については、別紙1「平成18年度介護報酬等の改定について」P7、8を参照。)

基本部分		注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	要支援2 (831 単位)	×97/100	×70/100	×70/100
	ロ 介護予防短期利用共同生活介護費			
ハ 初期加算 (1日につき 30単位を加算)				